

## ○ 安全・安心で住みやすいまちづくり

### (５) 分権型の国の形への転換

(総務省・財務省・内閣府、関係各省庁)

#### 【本市の提案・要望】

##### (地方税財政改革の推進)

- 分権型社会の実現に向けた、税源移譲を基本とした国と地方の税源配分の是正
- 受益と負担の関係に基づく地方法人課税の実現
- 国と地方の役割分担の見直しを行ったうえで、国庫補助負担金の改革
- 地方固有の財源であることを踏まえた、地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止

##### (地方分権改革の推進)

- 地方の発意に基づき、地方自らが地域経営できる地方分権型道州制の実現

#### 【現状・課題】

##### (国と地方の税源配分の是正)

- 現状における国・地方間の「税の配分」は6：4である一方、地方交付税、国庫支出金等も含めた「税の実質配分」は3：7となっており、依然として大きな乖離がある。
- 地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるようにするため、国と地方の役割分担を抜本的に見直したうえで、複数の基幹税からの税源移譲により、国と地方の「税の配分」をその新たな役割分担に応じたものとする必要がある。
- 特に都市部においては、昼間流入人口による財政需要や都市の成熟化に伴う更新需要が大きいにも関わらず、現行の市町村税財政制度は、その財政需要に見合ったものになっていないため、都市的税目である法人所得課税・消費流通課税の市町村への配分割合を高める必要がある。

##### (受益と負担の関係に基づく地方法人課税の実現)

- 地方公共団体間の財政力格差の是正を目的に、地方法人課税において、累次にわたり講じられた偏在是正措置については、単なる地方間の税収の再配分となる制度であり、受益と負担の関係に反し、真の分権型社会の実現の趣旨にも反するものである。
- 本来、地方法人課税については、地方公共団体が提供する公共サービスの受益に応じた税を負担すべきという地方税の原則に基づく制度であるべきであり、地域間の税源の偏在を是正する手段として用いるべきではない。
- 現行の法人市民税の一部を国税化して創設された地方法人税は、原則に反する不適切な制度であり、速やかに撤廃し、法人市民税へ復元すべきである。

##### (国庫補助負担金の改革)

- 国庫補助負担金の改革にあたっては、国と地方の役割分担の見直しを行ったうえで、国が担うべき分野については、必要な経費全額を国が負担するとともに、地方が担うべき分野については、国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲すべきである。
- また、税源移譲されるまでの間、地方の自由度の拡大につながらない単なる国庫補助負担率の引下げは、決して行うべきではない。

##### (地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止)

- 地方交付税について、国の歳出削減を目的とした削減は決して行うべきではなく、むしろ増加傾向にある社会保障関係費などの財政需要や地方税等の収入を的確に見込むことで、地方交付税を含む一般財源総額について必要かつ十分な額を確保すべきである。なお、地方交付税の算定にあたっては、大都市特有の財政需要を的確に見込むなど、地方の実情に即したものとすべきである。
- また、臨時財政対策債が市債残高に占める割合は拡大しており、市債発行額抑制や市

債残高削減の取組の支障となっている。地方財源不足の解消は地方交付税の法定率の引上げによって対応し、**臨時財政対策債は速やかに廃止すべきである。**

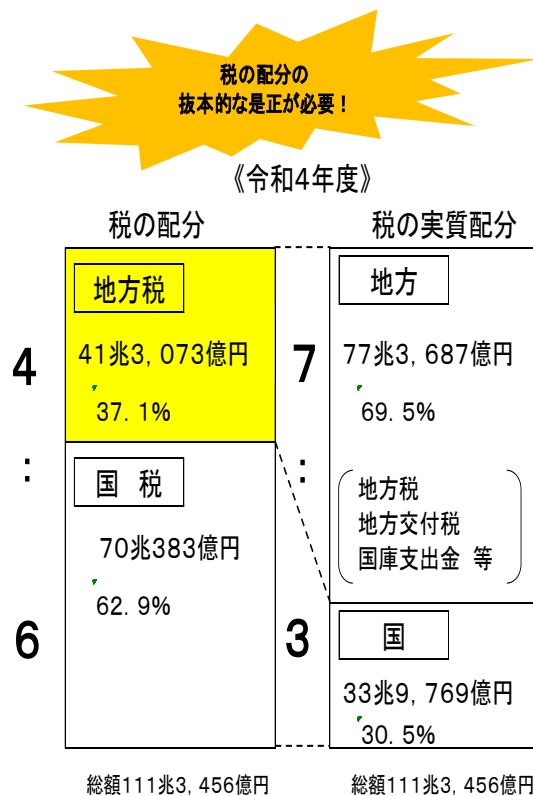
- 地方の保有する基金は、景気の動向による法人関係税等の変動や災害への対応など、将来への備えとして積立てを行っているものであり、新型コロナウイルス感染症対策に当たっても、基金の取崩しにより機動的に対応している。さらに、基金積立ての財源は、行政改革や経費削減等の地方の努力により捻出していることから、**基金の現在高を理由とした地方財源の削減は決して行うべきではない。**

(地方の発意に基づき、地方自らが地域経営できる地方分権型道州制の実現)

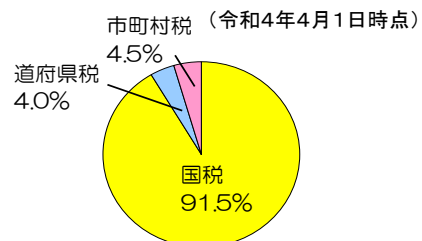
- 人口減少や超高齢化社会の到来など、我が国が直面する課題に対応するため、**各地域の実情に合った地方分権改革を推進する観点から、国と地方双方のあり方を再構築・機能強化する方策として、地方の発意に基づき、地方自らが地域経営できる地方分権型道州制の導入が必要である。**

担当：財政局・政策企画室、関係各局

## 国・地方における税の配分状況

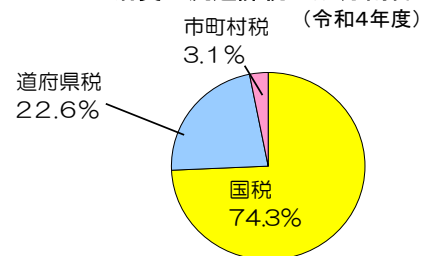


### 法人所得課税の配分割合(実効税率)



- 注 1 実効税率は、法人事業税及び特別法人事業税が損金算入されることを調整した後の税率である。  
2 資本金が1億円を超える法人を対象とした場合である。  
3 国税のうち法人税の33.1%及び地方法人税の全額については地方交付税原資とされ、特別法人事業税については都道府県へ譲与されている。  
4 道府県税のうち法人事業税の7.7%が市町村に交付されている。

### 消費・流通課税の配分割合



- 注 1 国の当初予算額、地方財政計画額による数値である。  
2 東日本大震災による減免等の金額は含まない。  
3 地方消費税交付金など、譲与税・交付金の配分後においては、市町村の配分割合は12.4%となっている。  
4 国税のうち消費税の19.5%及び酒税の50%については地方交付税原資とされている。

## 国庫補助負担金の改革

